

遊ぶ、学ぶ、ふれあう、思いやる
地域みんながいまいと
子育て見守る池田町

池田町子ども・子育て支援事業計画（第3期）

2025年4月（令和7年度）から2030年3月（令和11年度）

令和7年3月

池田町

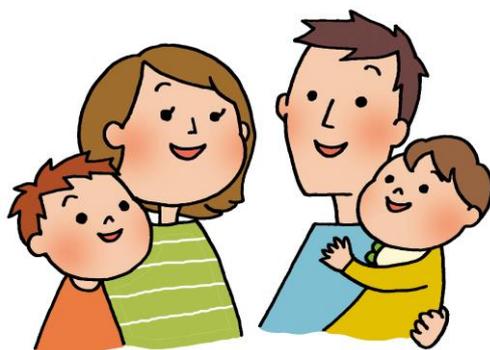
はじめに

池田町においては、子育て支援を総合的に推進するため、平成 21 年度に「池田町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、住民、地域、行政の協働による取り組みを進めてきました。

平成 27 年度からは、子ども・子育て新制度の制定に基づき、「池田町次世代育成支援行動計画（後期）」の考え方を継承する「池田町子ども・子育て支援事業計画」を 2 期にわたって策定し、「遊ぶ、学ぶ、ふれあう、思いやる 地域みんながいきいきと、子育て見守る池田町」を基本理念に、取り組みを進めてまいりました。

今回、「池田町子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」が令和 6 年度に計画最終年度を迎えることから、引き続き池田町の子ども・子育てを応援するために、これまでの計画の基本理念を継承する「池田町子ども・子育て支援事業計画（第 3 期）」を策定いたします。

遊ぶ、学ぶ、ふれあう、思いやる
地域みんながいきいきと、子育て見守る池田町



目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題	4
1 池田町の子ども・子育てを取り巻く現状	4
第3章 計画の取り組み方針	13
1 基本理念	13
2 基本目標	13
第2部 各論	15
第1章 子どもを安心して産み育てられる環境をつくります	17
1 親と子どもの健康づくり	17
2 小児医療体制の確保	19
3 多様な子育て支援サービスの充実	20
4 子育て情報・相談体制の充実	23
5 子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備	24
6 障がいのある子どもを持つ家庭への支援	26
7 ひとり親家庭への支援	27
8 子育て家庭への経済的負担の軽減	28
第2章 子どもが健やかに育つ環境をつくります	30
1 親や家族が子どもと向き合う機会の推進	30
2 思春期保健の充実	31
3 食育の推進	32
4 子どもの教育環境の充実	33
5 多様な活動を通じた「池田」の子どもの育成	35
第3章 地域で子育て家庭を支える環境をつくります	37
1 子育て支援のネットワークづくり	37
2 子どもの安全・安心の確保	38
3 子育てしながら働きやすい環境の整備	40
4 育児不安、児童虐待への対応	41
5 若者定住や結婚機会の創出	42

第3部	事業計画（量の見込みと確保方策）	43
第1章	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について	45
第2章	教育・保育提供区域の設定	46
第3章	教育・保育について	47
第4章	地域子ども・子育て支援事業について	49
第4部	計画の推進	59
第1章	計画の推進体制に向けて	61
1	計画の推進体制	61
2	計画の進捗・評価	61



第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

国では、少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、様々な取り組みが進められています。

平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、各市町村において、保育等の需要見込みや提供体制等を盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。また、令和元年10月からは、消費税増税に伴い、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児（幼稚園・認定こども園〈幼稚園部分〉については満3歳児から）と住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料が無償化されました。

池田町では、平成27年度より、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支援する環境を整備するため、「池田町子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、計画に基づく取り組みを推進してきましたが、地域社会を取り巻く状況は一層多様化しており、子どもと子育て家庭を取り巻く新たな課題にも対応が必要となっています。

このような中、「第3期池田町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き本町の恵まれた自然環境、小規模な町の特性を活かし、地域の温もりを実感できる子育て環境を構築していくことにより、地域で安心して子どもを産み育てられるまちを目指していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「池田町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承し、一体的に策定を行います。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度（2025年度から2029年度まで）の5年間とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



第2章 子ども・子育てを取り巻く状況と課題

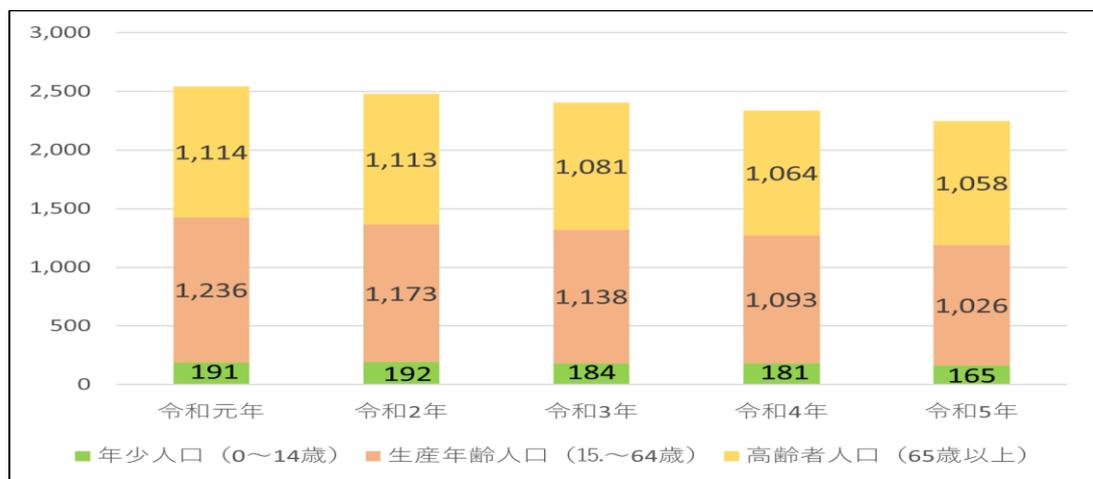
1 池田町の子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口

池田町の総人口をみると、減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移をみても、いずれの年齢層においても、減少傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口の推移（人）

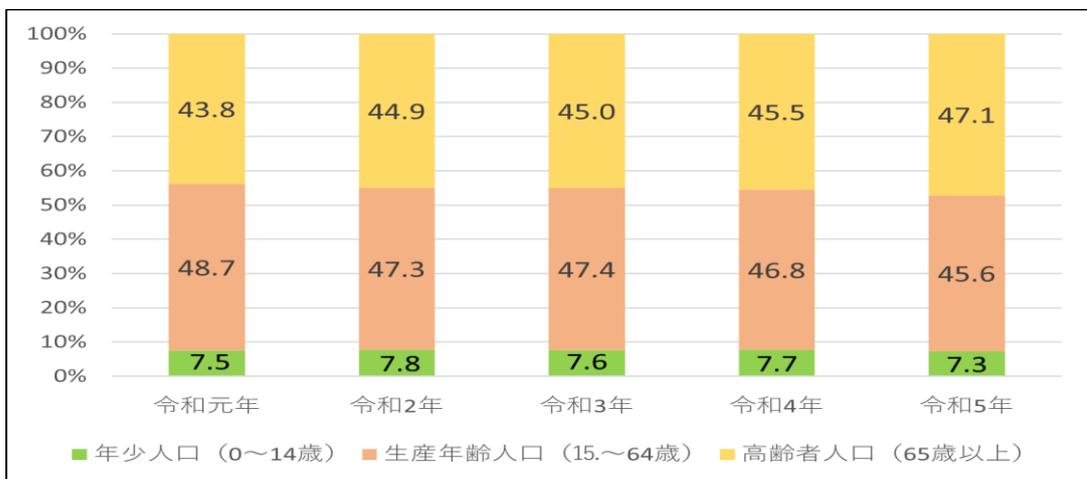


資料：池田町教育委員会（各年 10.1 現在）

②年齢3区分別人口比率

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は下降傾向で推移し、高齢者人口は上昇傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口比率の推移（%）



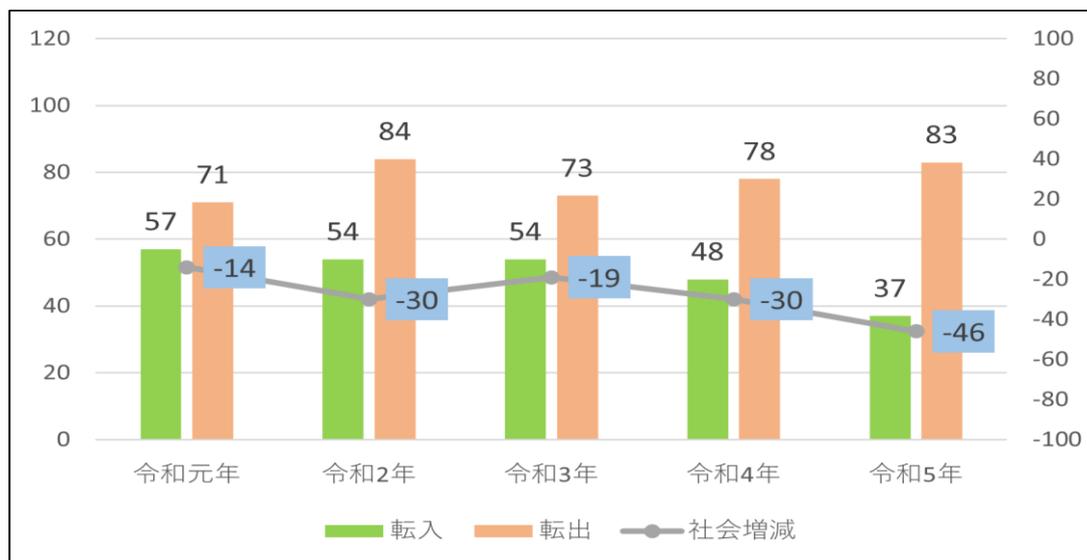
資料：池田町教育委員会（各年 10.1 現在）

(2) 人口動態の状況

①社会動態

転入数は、減少傾向にあり、転出数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■社会動態の推移（人）（％）

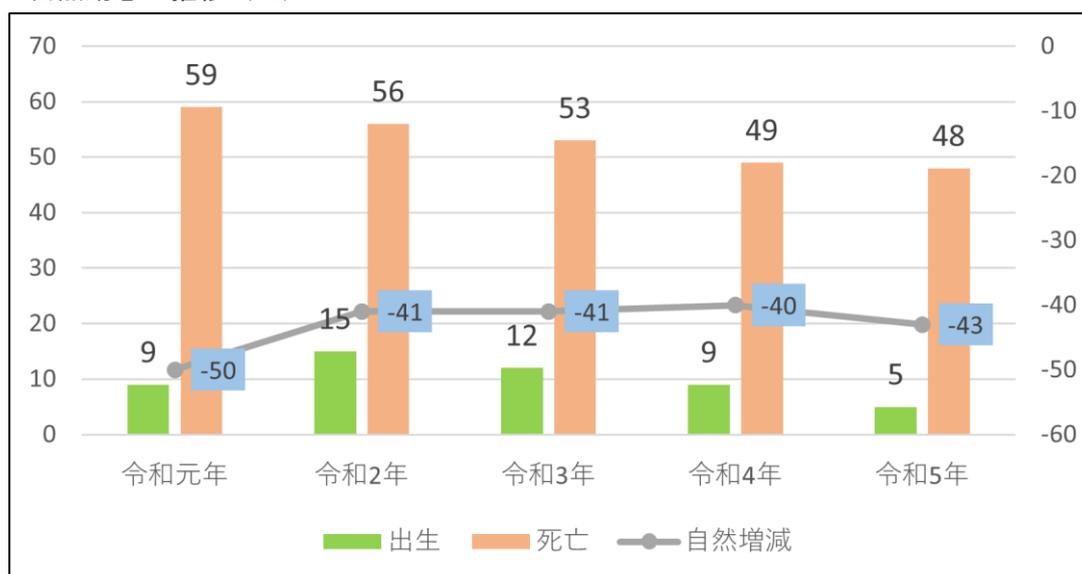


資料：池田町教育委員会

②自然動態

出生数、死亡数ともに、減少傾向で推移しています。

■自然動態の推移（人）

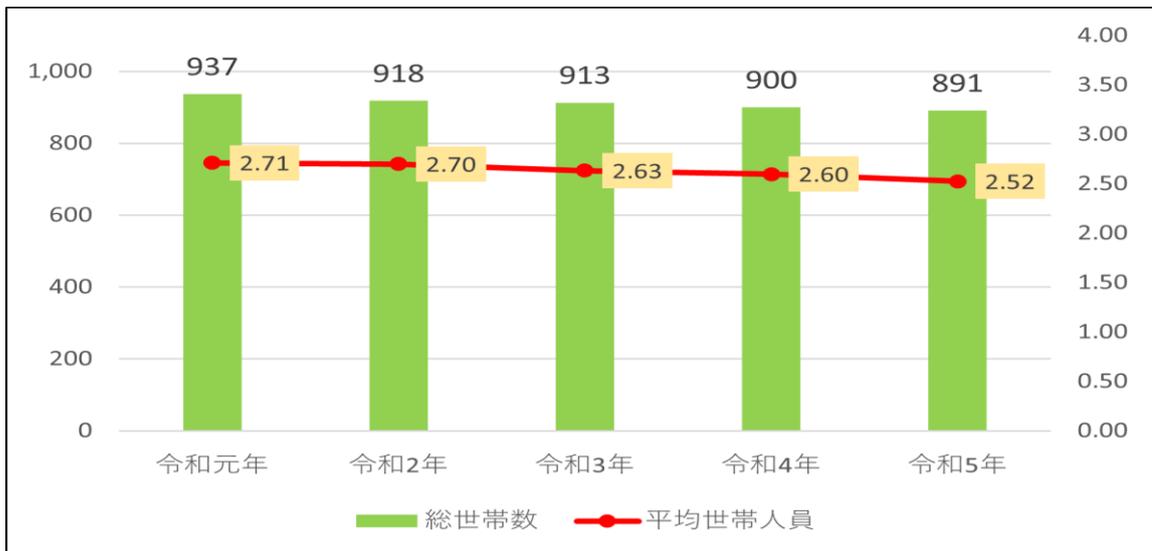


資料：池田町教育委員会

(3) 世帯の状況

池田町の総世帯数は、ゆるやかな減少傾向で推移しています。平均世帯人員においても減少傾向にあり、1世帯あたり3人を下回っています。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移（戸）（人）



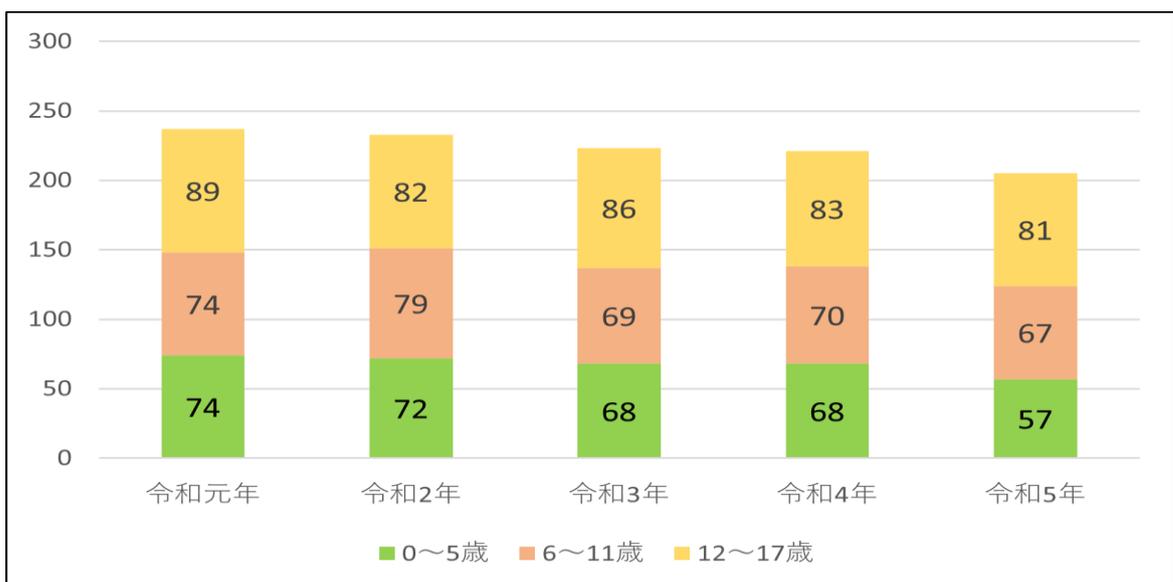
資料：池田町教育委員会（各年 10.1 現在）

(4) 児童数の状況

①児童人口の推移

0～17歳の児童人口は、減少傾向で推移しています。

■児童人口の推移（人）

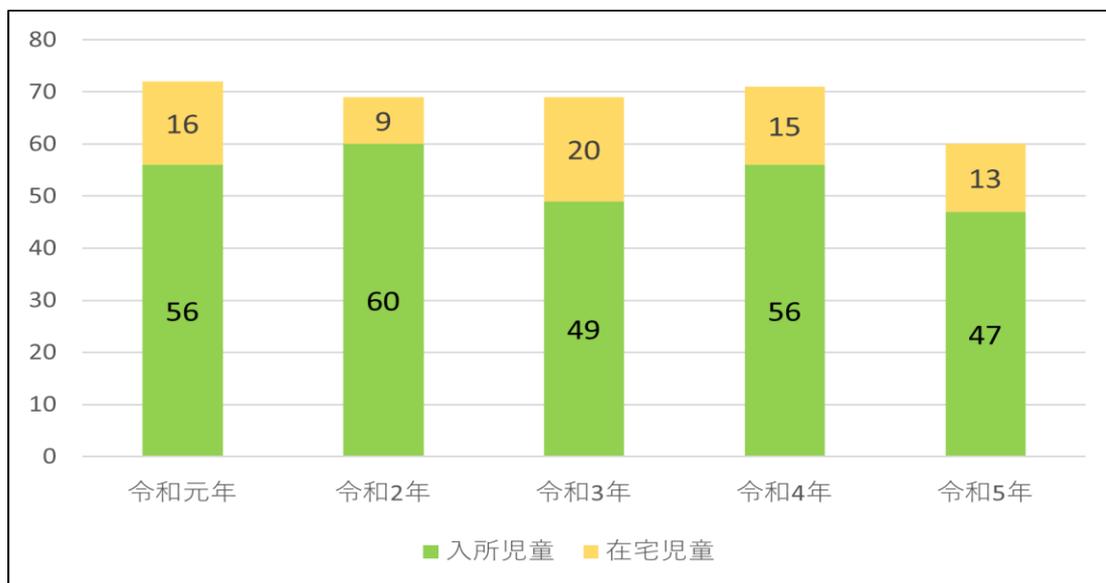


資料：池田町教育委員会（各年 10.1 現在）

②就学前児童数の推移

就学前児童数（0～5歳）は、ほぼ横ばいで推移しています。毎年、約7割の児童が入所しています。

■就学前児童数の推移（人）



資料：池田町教育委員会（各年 4.1 現在）

③入所児童数の推移

なかよしこども園の入所児童数をみると、総数はほぼ横ばいで推移しています。

■入所児童数・園児数の推移

単位（人）

なかよしこども園		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	0歳児	0	1	1	2	1
	1歳児	6	8	7	12	9
	2歳児	15	7	8	8	13
	3歳児	10	16	7	9	8
	4歳児	19	10	16	8	9
	5歳児	6	18	10	17	7
	総数	56	60	49	56	47

資料：池田町教育委員会（各年 4.1 現在）

④小学生児童数の推移

小学生児童数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■小学生児童数の推移

単位（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
池田小学校	83	69	77	67	70

資料：池田町教育委員会（各年 5.1 現在）

（５）保育サービス及び子育て支援事業の状況

①延長保育

延長保育の利用人数をみると、増加傾向で推移しています。

■延長保育の利用人数

単位（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	7	23	18	26	28

資料：池田町教育委員会

②一時預かり（半日・1日）

なかよしこども園に入園していない方が、里帰り出産等で一時的に利用をしています。

■一時預かりの延べ利用人数（半日・1日）

単位（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
半日	15	0	9	13	5
1日	22	1	99	12	17

資料：池田町教育委員会

③子育て支援センター

子育て支援センターの利用状況をみると、年々減少しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時臨時休館としていました。

■子育て支援センターの利用状況

単位（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開放日数	228	199	231	232	237
延べ利用人数	687	375	421	557	570
保護者数	323	187	272	289	289
乳児数	364	188	285	281	281
平均利用人数	3.0	1.6	1.8	2.4	2.4

資料：池田町教育委員会

④なかよしひろば※

なかよしひろばの延べ参加者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■なかよしひろばの延べ参加者数

単位（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	14	21	14	24	20
保護者数	7	11	7	12	10
乳児数	7	10	7	12	10

※なかよしひろば…身体を使った遊びの講師をむかえた教室（子育て支援センター）

資料：池田町教育委員会

⑤児童館（放課後児童クラブ）

児童館の利用状況をみると、小学校児童数は減少していますが、登録児童数は増加しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4～7月の利用対象を1～3年生のみと縮小しました。

■児童館の利用状況

単位（人）

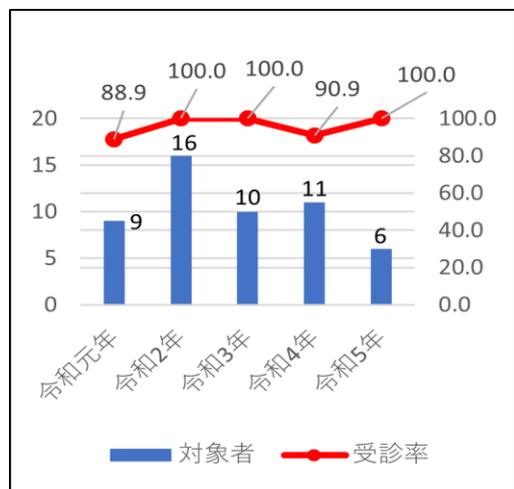
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開放日数		227	227	239	233	240
延べ利用人数		3,046	2,440	4,542	4,702	5,676
1日平均利用人数		14	11	20	21	24
小学生児童		83	69	77	67	70
登録児童数	1年生	5	2	15	8	11
	2年生	3	4	5	13	9
	3年生	5	4	6	6	8
	4～6年生	7	10	11	12	11
	総数	20	20	37	39	39

資料：池田町教育委員会

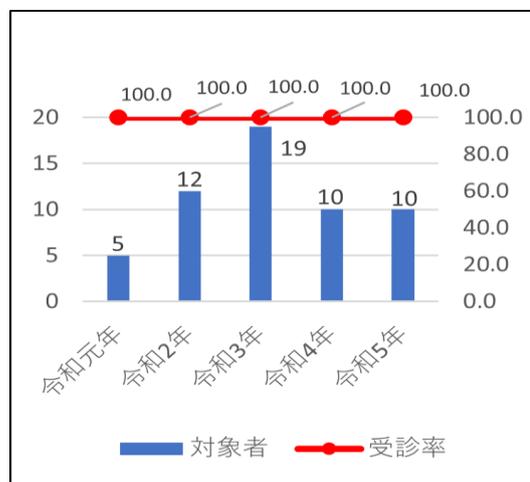
(6) 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の受診率をみると、全ての健診で概ね9割を超えており、100.0%となっている年もあります。訪問指導延数をみると、令和元年から令和5年にかけて平均10人程となっています。

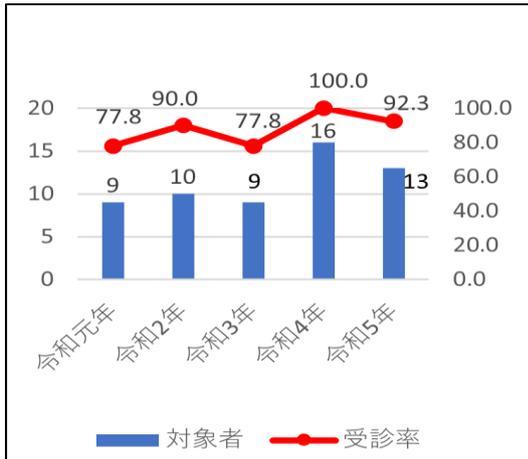
■4か月児健診（人）（%）



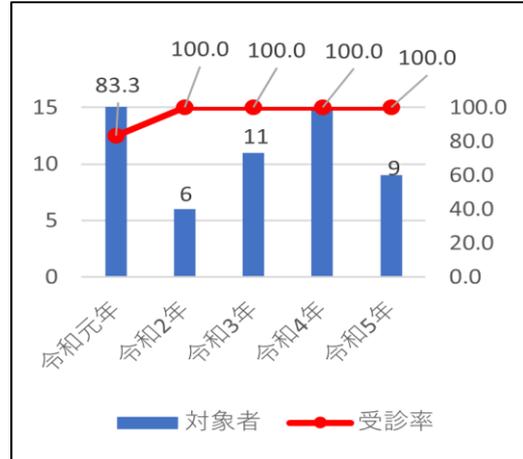
■1歳6か月健診（人）（%）



■ 2歳児健診（人）（％）



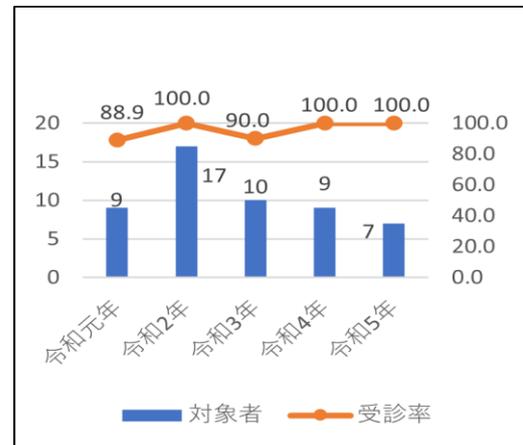
■ 2歳6か月児健診（人）（％）



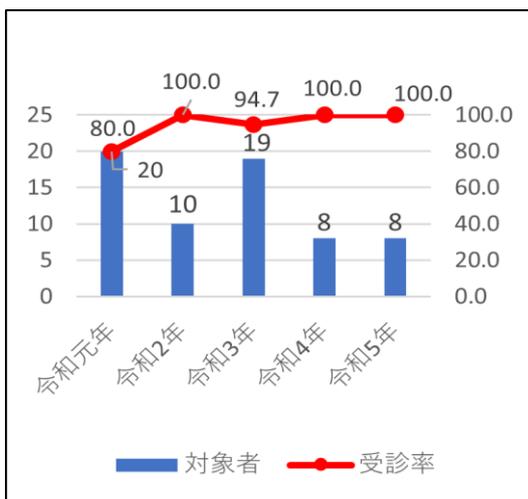
■ 3歳児健診（人）（％）



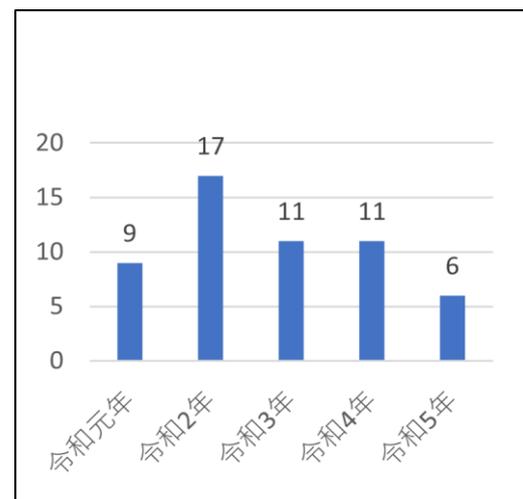
■ 4歳児健診（人）（％）



■ 5歳児健診（人）（％）



■ 訪問指導（人）



資料：保健福祉課

第3章 計画の取り組み方針

1 基本理念

子育て家庭を取り巻く環境の多様化が進む中、保護者一人ひとりの状況や思いに応じた子育てを実現できるよう、引き続き子育て支援の充実を図ります。また、地域全体で子ども・子育てを支える意識の醸成や、池田町の豊かな自然や歴史・文化等の地域資源を活用した取り組み、一人ひとりの個性をしっかりとみつめる教育の推進を図り、子どもたちがすくすくと育つとともに、子育て家庭がいきいきと生活を営むことができるまちづくりを推進します。

また、国においても、子育て家庭を社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。住民をはじめ団体、事業者、行政等の主体が連携し、協働することで、子どもと大人がふれあい、楽しみながら成長していけるよう、以下のように基本理念を定め、取り組みを進めていきます。

■基本理念

遊ぶ、学ぶ、ふれあう、思いやる
地域みんながいきいきと、
子育て見守る 池田町

2 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の主な3つの目標に取り組みます。

基本目標1 子どもを安心して産み育てられる環境をつくります

保健・医療・福祉サービスや情報・相談体制の充実、住環境の整備等を通じて、子育て家庭やこれから親になる家庭が、子どもを安心して産み育てることができるような環境をつくります。

基本方針

- ★親と子どもの健康づくり
- ★小児医療体制の確保
- ★多様な子育て支援サービスの充実
- ★子育て情報・相談体制の充実
- ★子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備
- ★障がいのある子どもを持つ家庭への支援
- ★ひとり親家庭への支援
- ★子育て家庭への経済的負担の軽減

基本目標2 子どもが健やかに育つ環境をつくれます

親子のふれあいの推進や家庭・学校教育の充実、子どもの健全育成への取り組み等を通じて、子どもが健やかに育つ環境をつくれます。

基本方針

- ★親や家族が子どもと向き合う機会の推進
- ★食育の推進
- ★多様な活動を通じた「池田っ子」の育成
- ★思春期保健の充実
- ★子どもの教育環境の充実

基本目標3 地域で子育て家庭を支える環境をつくれます

地域における子育て支援ネットワークの構築や子育て家庭を取り巻く安全・安心の確保等、地域で子育て家庭を支える環境をつくれます。

また、若者の定住促進や結婚機会の充実を図り、これから親になる家庭に選ばれる環境をつくれます。

基本方針

- ★子育て支援のネットワークづくり
- ★子育てしながら働きやすい環境の整備
- ★若者定住や結婚機会の充実
- ★子どもの安全・安心の確保
- ★育児不安、児童虐待への対応



第2部 各論

第1章 子どもを安心して産み育てられる環境をつくります

1 親と子どもの健康づくり

① 乳幼児や妊産婦の健康確保及び不妊に悩む夫婦への支援

妊娠期から乳幼児期にかけて、各種健診や疾病に対する各種予防接種の実施を推進し、親子の健康確保の充実に努めます。

また、不妊治療費の助成等を通じて不妊に悩む夫婦への支援を行います。

② 歯科保健事業の推進

いつまでも自分の歯でおいしく食べ、健やかに暮らしていけるよう、乳幼児期からの正しい歯の手入れを指導し、親子の歯科保健の充実に努めます。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	母子健康手帳の交付	妊娠届出時に窓口にて母子健康手帳を交付すると同時に、出産・育児に関するパンフレットや妊婦・乳児健診、妊婦歯科検診の受診券を交付します。また、母子健康手帳交付時に保健師との面談を実施します。	保健福祉課
2	①	妊産婦一般健診	妊娠期間中を通じて、県内医療機関なら無料で受診できる計14回の妊婦健診受診券、産婦健診受診券を母子手帳交付時に配布します。その他、妊娠初期の妊婦健診時にB型肝炎検査を実施するほか、HCV抗体、梅毒、風疹抗体、子宮頸がん、性器クラミジア、HTLV-1抗体検査を無料で実施します。	保健福祉課
3	①	妊産婦・乳児訪問	助産師または保健師が妊産婦や乳児、未熟児宅を訪問し、各種相談に応じます。	保健福祉課
4	①	新生児訪問	必要に応じて生後1か月未満の新生児訪問を行います。	保健福祉課
5	①	乳児健診	1か月児・4か月児・9～10か月児・1歳児を対象に、乳児健診を県内の医療機関において無料で実施します。	保健福祉課
6	①	離乳食教室	子どもの発達に応じた食習慣の定着をめざし、離乳食の進め方や注意点の説明、調理及び試食等を取り入れた離乳食教室を実施します。	保健福祉課

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
7	①	幼児期健診	1歳6か月・2歳・2歳6か月・3歳・4歳・5歳児健診を実施します。 身体測定、小児科診察、歯科検診、問診、尿検査を実施するとともに、健（検）診後のフォローを行います。	保健福祉課
8	①	定期予防接種、 任意予防接種	ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、水疱瘡、麻疹、風しん、日本脳炎の個別接種を実施します。 おたふくかぜ、インフルエンザ等の任意予防接種についても費用を助成します。	保健福祉課
9	①	ママ・ケア事業	妊婦を対象に、医療費の自費分、入院時の食事代、緊急時のタクシー代を助成します。	保健福祉課
10	①	未熟児養育医療	養育のため病院等に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行います。	保健福祉課
11	①	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する一部を助成します。	保健福祉課
12	②	妊婦歯科検診	妊婦を対象に、無料で2回、町内の歯科医院で歯科検診・歯科指導を実施します。	保健福祉課
13	②	幼児歯科検診	1歳6か月・2歳・2歳6か月・3歳・4歳・5歳児健診時に歯科検診を実施するとともに、歯科医師、歯科衛生士による歯科保健指導を実施します。	保健福祉課
14	②	ブラッシング指導	歯科検診の結果、ブラッシング指導が必要と判断された親子に対して、歯科衛生士による個別指導を実施します。	保健福祉課
15	②	3歳児フッ素塗布	満3～4歳児を対象に、町内の歯科医院でフッ素塗布歯科指導を実施します。	保健福祉課

2 小児医療体制の確保

① 広域連携の推進

小児医療の充実を図るため、県が実施している小児救急医療支援事業（福井県こども急患センター、福井県子ども救急医療電話相談、小児救急夜間輪番病院等）の普及・啓発を図ります。

また、広域的な観点から近隣市町の医療機関との連携を密にし、万が一の事故や急病の際にも適切に対応できるよう、県内機関との連絡体制の強化を図ります。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	近隣市町での病児 デイケア施設の提 供	近隣市町の指定施設（病院）で、入院する必要はないが病気療養中の子ども（病児）や病気の回復期にある子ども（病後児）を、一時的に預かります。	保健福祉課

3 多様な子育て支援サービスの充実

① なかよしこども園の環境や教育・保育内容の充実

池田町らしい木のぬくもりを感じさせる施設において、子どもたちがいきいきと過ごせる環境づくりと、意欲や自立心、豊かな心情を養うことができるよう、子どもの成長段階に応じた教育・保育の充実に努めます。

② なかよしこども園での交流機会の増加

こども園において、子どもたちや保護者が気軽に集い、地域とも交流を持つことができるよう開放的な場づくりに努めます。

③ 子育て支援センターの機能充実

池田町の子育て支援の拠点として、子育て支援センターにおける情報提供や交流機会、相談機能を充実し、子育て支援の推進を図ります。

④ ニーズに合わせた保育サービスの提供

保護者の多様な就労形態やニーズに応じ、延長保育や一時預かり等のサービスの提供を行うとともに、こども園において体調不良を起こした子どもに対する適切な対応への検討を進めるなどきめ細やかなサービスの充実に努めます。

⑤ 放課後児童クラブ（池田町児童館）の実施

子どもが放課後の時間を充実して過ごすことができるように、放課後児童クラブ（池田町児童館）を開館し居場所づくりに努めます。また、保護者と運営にかかる情報共有を図り安全で安心な環境づくりを推進します。

⑥ こども家庭センターの整備・機能充実

全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、児童福祉と母子保健が一体的に切れ目ない支援を提供し、関係機関と連携した子育て支援を推進します。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	発達状況に応じた 保育	子どもの成長段階に合わせた保育の充実を図ります。関係機関との連携を図り、保育士・栄養士・保健師・特別支援のコーディネーター等が、一人ひとりの成長を見守ります。	教育委員会 保健福祉課
2	①	保護者の参観・保 育参加	4歳児の誕生日の日に保護者の半日保育参観の実施、各種行事等への保護者や祖父母の参加の機会を設け、園の様子を知っていただくとともに保護者同士の交流の機会とします。	教育委員会
3	②	こども園開放デー	毎月2回、こども園を開放し、遊びを通じた子どもたちの交流を図ります（「遊ぼうデー」「そっとデー」）。また、保護者が子育てについて気軽に相談できる場となるよう体制づくりを進めます。	教育委員会
4	③	子育て支援センタ ー	育児不安等に対する相談や情報提供、年齢に合った遊びの紹介等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 また、こども園に入園していない子どもとその保護者を対象に、こども園の行事等への参加を促進し交流を育みます。	教育委員会
5	④	「病児・病後児保 育」	保護者が仕事等で看病ができない場合に、病気中の子ども（病児）と病気が治りかけた回復期の子ども（病後児）を専門の保育室で一時的に預かります。	保健福祉課
6	④	すみずみ子育てサ ポート事業	保護者が疾病、就職活動、冠婚葬祭などの理由により家庭で一時的に養育ができない場合に、家事等のサポートを行います。	保健福祉課
7	④	低年齢児保育	生後8か月からの保育を実施します。保護者とともに離乳を進めるなど心身の発達を見守ります。	教育委員会
8	④	一時預かり	こども園では、保護者の就労等の都合や疾病時、育児疲れ解消等の理由で家庭での保育が困難な場合に、こども園に入園していない子どもを一時的に預かります。	教育委員会
9	④	幼児教育時間後の 預かり保育	こども園での幼児教育時間終了後（午後2時以降～午後6時までの間）預かり保育を実施します。	教育委員会
10	④	延長保育	こども園では、午後6～7時までの間、保護者の時間外勤務や通勤時間に対応した保育を実施します。	教育委員会

11	④	こども園送迎バス	幼児専用バスによる子どもの送迎を行います。	教育委員会
12	④	広域入所	保護者の就労等の都合で、他市町の保育所で保育を希望する幼児について相談等を行います。	教育委員会
13	⑤	放課後児童クラブ (池田町児童館)	共働き等留守家庭の小学6年生までの児童に対し、池田町児童館において、放課後や長期休暇に安心して過ごすことができる場を提供し、児童の健全な育成を推進します。	教育委員会
14	④	子育て短期支援事業	保護者が、出産、家族の看護、仕事(残業・出張)などの理由で、一時的に家庭で養育することが困難となったとき、児童養護施設等で子どもを預かり、保護者の子育てを支援する事業です。	保健福祉課
15	⑥	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、妊娠・出産・子育て期に関するさまざまな悩みごとについて、母子保健・児童福祉が一体的な支援を行います。	保健福祉課

4 子育て情報・相談体制の充実

① 子育てに関する情報提供体制の充実

住民が気軽に利用できる情報誌や広報の作成に努め、子育てに関する情報提供、子どもたちの様子や活動について紹介します。また、町のホームページや子育てアプリの活用など情報を迅速に提供できる体制を整え、子育て支援サービスや行事等の幅広い周知に努めます。

② 子育てに関する相談体制の充実

ほっとプラザやこども園、子育て支援センター、こども家庭センター、健康診断等さまざまな場所や機会を通じた相談事業を実施し、保護者の不安や悩みの解消を図ります。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	子育て支援センターだより	子育て支援センターが毎月発行している情報誌において、センターの活動予定やイベント等の情報を掲載し、内容の充実を図ります。	教育委員会
2	①	ケーブルテレビいけだチャンネル	地域住民が子どもたちに関心を示せるよう、こども園や学校での行事、地域のイベント等、子どもたちの活動の様子を随時、町のケーブルテレビで紹介しします。	まちUPいけだ
3	①	池田町生活応援事業ハンドブック	子育てに関する各種のサービスや手当、教育や住宅、仕事など町の支援情報をまとめたハンドブックを作成し情報提供の充実を図ります。	総務財政課
4	①	子育て応援アプリ	スマートフォン、タブレット端末に対応した子育て応援アプリで、妊産婦と子どもの健康データの記録や予防接種スケジュール管理に加え、出産や育児に関するアドバイスや各種教室の情報が届くなど子育てに対する不安の軽減を図ります。	保健福祉課
5	②	子育て相談	保健師・助産師等による定期的な子育て相談会の実施や、月1回のなかよしひろば後の子育て支援センターでの相談等、子どもの発育や発達等の子育てに関するさまざまな不安や悩みについて、気軽に随時相談できる体制の充実を図ります。	保健福祉課
6	②	主任児童委員、民生委員児童委員との連携	主任児童委員、民生委員児童委員との連携を図り、地域での相談支援体制を強化します。	保健福祉課
7	②	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図ります。	保健福祉課
8	②	産後ケア事業	心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年未満の母親とその子を対象に、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	保健福祉課

5 子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備

① 公園の整備や自然環境の保全

地域の公園等について、遊具の定期的な点検や植栽等の景観的な整備を行うなど、子どもたちが安全にのびのびと遊べる公園づくりに努めます。また、自然緑地や水辺空間等の美化活動や環境保全に取り組み、子育て家庭にとって住みよい環境の整備を進めます。

② 図書・公民館（ツドエル）の整備

子育て世帯にとっても、安心して過ごすことができ、豊かな感性を育む場としての図書・公民館（ツドエル）の整備を進めます。

③ 社会体育施設の利用促進

身近な地域でスポーツ活動に親しめるように、社会体育施設の設備充実および利用の促進を図り、スポーツを通じた心身の健全な育成を目指します。

④ 子育てバリアフリーの推進

妊産婦や子ども連れの家族、子どもたちが利用しやすいよう、公共施設におけるバリアフリー化を進めます。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	杉の子パーク	小学校に隣接する遊具施設「杉の子パーク」の定期安全点検等を実施し、親子のふれあいの場の安全管理に努めます。	教育委員会
2	①	河川クリーン作戦	全集落の住民が協力し、川の堤防沿いのごみ拾い等を一斉に実施します。	教育委員会
3	①	不法投棄パトロール	不法投棄をさせない監視体制の強化に努め、不法投棄には警察への通報等厳しく対応します。県、警察との連携したパトロールを行います。	総務政策課
4	②	図書・公民館（ツドエル）	子どもから大人までが気軽に集え、地域での繋がりや豊かな感性を育む場としての図書・公民館（ツドエル）を整備運営します。	教育委員会
5	⑤	社会体育施設	体育館やプール、クライミングセンターの管理運営を行い、幼少期からの運動習慣を身につけ心身の健全な育成を図ります。	教育委員会

6	⑥	子育てバリアフリー	ツドエルやほっとプラザに授乳室、おむつ替え台を設置し、子育てバリアフリーを促進します。	教育委員会 保健福祉課
7	⑥	ママファースト運動の推進	妊娠中や乳幼児をお連れのお母さんが、役場や診療所等公共施設を利用された場合、優先的に対応する運動を推進します。	役場全庁

6 障がいのある子どもを持つ家庭への支援

① 障がいの早期発見・適正な療育指導の推進

子どもの障がいを早期に発見し適切な医療を行うため、保健指導を充実させるとともに、医療や福祉、教育の連携を強化し、障がいに応じた療育や機能訓練体制の充実を図ります。

② インクルーシブ教育の推進

子どもたちの能力を最大限に伸ばすことができるよう、個々の障がいに応じた支援内容や方法を検討した保育と教育を推進するとともに、障がいのあるなしに関わらず共に学んでいこうとする態度を育みます。

③ 障がいのある子どもを持つ家庭への相談・支援の充実

障がいのある子どもを持つ保護者の声を聞き、子どもへの適切な対応を確保するため、個々の障がいに応じた相談・支援体制の充実を図ります。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	教育支援委員会	こども園・学校・地域・専門家が連携して障害のある子どもの状態を早期から把握し、本人・家族の教育的ニーズと必要な支援について整理し、本人にとって適切な学びの場の提供支援を行います。	教育委員会
2	②	インクルーシブ教育の推進	こども園・学校・地域で、障がいのあるなし等に関わらず共に学んでいこうとする態度を育てインクルーシブな社会の実現に向けた資質づくりを行います。	教育委員会
3	③	重度心身障害者（児）医療費の助成	障害者手帳1・2・3級、療育手帳の交付を受け知能指数50以下と判定された方に、国民健康保険または社会保険各法の規定による診療にかかる医療費を助成します。ただし、前年分の所得が基準額を超えると対象外となります。	保健福祉課
4	③	特別児童扶養手当	心身に障がいのある20歳未満の児童を養育する保護者や、その両親に代わって生活をともにしている保護者に特別児童扶養手当を支給します。	保健福祉課

7 ひとり親家庭への支援

① ひとり親家庭の自立支援

それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、相談窓口の周知や各種手当の支給等の経済的支援を通じ、ひとり親家庭への支援を行います。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	ひとり親家庭への 子育て応援	民生委員を通じ、図書券の贈呈（18歳まで）や 無料寝具洗濯（年2回）を実施します。	社会福祉協議会
2	①	ひとり親家庭への 医療費の助成	母子家庭、父子家庭に対し、国民健康保険または 社会保険各法の規定による診療にかかる医療費 を助成します。	保健福祉課

8 子育て家庭への経済的負担の軽減

① 各種手当等の充実

子育て家庭に対する各種助成制度を整え、子育てにかかる経済的な負担の軽減に努めます。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	バックアップファミリー事業	出産準備金（ようこそ赤ちゃん）、乳幼児育児手当（ママがんばる手当）、小・中・高校への入学準備金（入学支度金）、自動車購入支援金（子育て世帯エコカー補助金）を給付し、子育ての段階や節目にかかる経済的な負担を軽減します。	保健福祉課 教育委員会
2	①	通学費支援事業	路線バスや鉄道等を利用して高等学校へ通学する生徒を対象に、定期券購入費の助成を行います。 また、定期券区間以外でのバス利用に対し、補助回数券を支給します。	総務財政課
3	①	未熟児養育医療給付事業	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を支給します。	保健福祉課
4	①	こども医療費助成制度	中学校卒業までの子どもを対象に、国民健康保険または社会保険各法の規定による診療にかかる医療費を助成します。ただし、小1～中3までは一部自己負担がかかる場合があります。	保健福祉課
5	①	児童手当	中学校修了前までの子どもを養育する方に、児童手当を支給します。	保健福祉課
6	①	児童扶養手当	ひとり親世帯や、父または母が重度の障害等である18歳未満の児童（障害のある児童は20歳未満）を養育する方に、児童扶養手当を支給します。	保健福祉課
7	①	要保護及び準要保護児童生徒援助費事業	経済的な理由等により、就学困難と認められる児童の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を推進します。家庭状況が多様化する中、慎重な認定を行い就学困難者の支援を行います。	教育委員会
8	①	低所得世帯への教育資金支援	高等学校、大学、高等専門学校への入学や就学に際し必要な経費を無利子で貸し付けます。	社会福祉協議会

9	①	保育料等の負担軽減	保育料基準額を低額に抑えるとともに、多子家庭の負担を軽減するために、第2子以降の保育料無償化や副食費の減額や減免を実施します	教育委員会
10	①	幼児教育・保育無償化	国の動向を踏まえつつ、幼児教育・保育無償化を実施し、子育て家庭の負担の軽減を図ります。	教育委員会

第2章 子どもが健やかに育つ環境をつくります

1 親や家族が子どもと向き合う機会の推進

① 親子のふれあいを育む事業の推進

親子のふれあいを育み、親が楽しみながら子育てができるよう、遊びの大切さや絵本の読み聞かせの意義の啓発、親子で参加できる多様な体験機会の提供等を進め、情緒豊かな親子関係を築ける環境を整えます。

② 家庭での教育力向上への支援

こども園と学校との連携により、それぞれの家庭教育に関する悩みに応じたきめ細かな相談支援を行います。また、子育てに関する講習や学習会の開催を通じ、家庭での教育力向上を支援します。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	ブックスタート	ほっとプラザでの生後5～6か月児の育児相談時に、絵本と図書館通いバックを贈呈し、絵本の読み聞かせを行います。絵本を介して、赤ちゃんと保護者のこころがふれあう時間を持つきっかけをつくります。	教育委員会 保健福祉課
2	①	なかよしひろば	こども園と子育て支援センターにおいて遊びの講師をむかえ、親子体操やリズム遊び等、身体を使った遊びの教室を開催します。	教育委員会 保健福祉課
3	②	子育て講座	学校の保護者会等の機会を活用し、父母や祖父母、教育従事者を対象とした、子育てに関する講座を開催し、家庭での教育に関する学習の機会を提供します。	教育委員会

2 思春期保健の充実

① こころの健康づくり

スクールカウンセラー等の相談活動を充実し、いじめ、不登校等子どものこころの問題に関する相談に対応します。

② 適切な性教育の推進

学校教育、家庭教育を通じて、生命との関わりを認識させる性教育・エイズ教育、性の多様性に関する教育など、性に関する正しい知識及び思考力、判断力、表現力等を身につけるための教育を推進します。

③ 未成年の喫煙や飲酒、薬物乱用防止の啓発

煙草や飲酒、薬物乱用に関する正しい知識の普及に努め、子どもたちの心身の健康と安全についての意識を高めます。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	学校における相談体制の充実	小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、教職員を対象とした研修を実施するなど、子どもの悩みや不安、ストレス等こころの問題に関するさまざまな相談に対応できるよう体制を充実します。	教育委員会
2	①	ポジティブ教育	子ども達が互いに認め合い支え合う仲間づくりを目指して、こども園・小学校・中学校が一体的にポジティブ教育に取り組み、「幸せを自ら作り出していく力」を育みます。	教育委員会
3	①	SOSの出し方教育	小学校・中学校では、自分から周りの大人にSOSを出せる援助希求的態度と友人の危機を信頼できる大人等につなぐ力を育成します。	教育委員会
4	②	適切な性教育の推進	講師を招き、子どもだけでなく保護者も交えた学習会等を開催し、子どもの成長段階に応じた性についての知識・判断力を養います。	教育委員会
5	③	未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	学校保健委員会などの機会を通じて、喫煙・飲酒・薬物の正しい知識と乱用防止の啓発に努めます。	教育委員会

3 食育の推進

① 食育に対する意識啓発の推進

離乳食相談や料理教室の実施等を通じ、正しい食生活に関する情報提供を行います。また、家族がふれあいながら「楽しい食事時間」を過ごせるよう、健診等の機会を通じて家族における共食の重要性について啓発を行います。

② 学校やこども園での食育の取り組みの推進

野菜づくり等の農村文化体験を通じて、食べ物をつくる喜びや大変さ、野菜の旬の美味しさを知ること等、子どもたちの食べ物に対する正しい理解を深めます。こども園や学校における安全・安心な、また地元産の食材を取り入れた給食の実施等を通じて、食育の取り組みを推進します。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	脳べるプロジェクトの推進	「脳」と「食べる」を見直す健康づくりプロジェクトで町全体で取り組んでいます。 こども園と小中学校では発酵食品を使った「脳べる給食」や「脳べるおやつ」を提供し、「塩分感覚調査」も実施し、自分の食生活の気づきを促進します。	保健福祉課
2	①	家庭でともに食事をすることの大切さの啓発	健診等の機会を通じて、短い時間であっても家族がふれあいながら、そろって楽しく食事をすることの大切さを啓発します。	保健福祉課
3	②	こども園における食育	こども園において、離乳食やアレルギー児に対応した給食の提供を行います。また、畑づくりや、収穫物を使っての料理体験、はしの持ち方指導等さまざまな取り組みを通じて、家庭・地域へ広がる食育を推進します。	教育委員会
4	②	学校給食における食育	学校給食において、地元産の食材を積極的に導入し、バランスのとれたメニューの提供に努めます。また、学校給食を通じた食文化の伝承や家庭での食生活改善の促進を図ります。	教育委員会

4 子どもの教育環境の充実

① 学校環境の整備

多様な学習活動に対応した学校環境の整備や地域に開かれた学校づくり等を通じて、子どもが安全・快適に学習活動を行える、良好な環境づくりをめざします。

② 子どもの学びに向かう力の育成

子どもたちの主体的な学びを実現するために、子ども同士の対話的コミュニケーションによる「協同的な学び」の推進をするとともに、チーム担任制の導入や、子ども一人ひとりに応じた教育の推進により、「基礎・基本」の定着を図ります。また、小中学校の学習にはICTを積極的に活用します。

③ スポーツを通じた交流活動と体力づくり

池田スポーツクラブの運営を通じ子どもたちの地域におけるスポーツ活動を推進し、スポーツを通じた子どもたちの健全育成や、地域における教育力の向上を図ります。

また、小学校での体力づくりや、中学校部活動を支援します。

④ 文化・芸術にふれる機会づくり

図書・公民館（ツドエル）を活用した自主事業や、地域の文化財の見学や継承、学校への講師派遣等を通して、文化・芸術に触れる機会をつくり、子ども達の完成を育みます。

⑤ 図書館事業の充実

町民にとって親しみやすく、利用しやすい図書館として、情報提供や学習機会の充実を図ります。また、子どもたちや保護者が多くの本や絵本に出会える環境づくりに取り組みます。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	学校施設等の整備・充実	ICT機器をはじめ多様な学習活動に対応した学校環境の整備を促進し、子どもが安全・快適に学習活動等を行える良好な環境づくりをめざします。	教育委員会
2	①	地域に開かれた学校づくり	家庭・地域・学校協議会の設置し、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を行い、開かれた学校づくりを推進します。	教育委員会
3	②	学力の育成	小中学校におけるチーム担任制・補習授業等によるきめ細やかな指導に努め、町費講師や学習支援員を雇用し、複式学級の解消や担任の補助を実施し、「基礎・基本」の定着を図ります。	教育委員会

4	②	幼小接続カリキュラム	3歳児からの幼児教育開始、学びに向かう力の育成をめざす「幼小接続カリキュラム」を策定し、こども園と小学校がともに交流・連携する活動について検討及び実践するためのしくみを構築します。	教育委員会
5	②	英語に親しむ教育の推進	こども園・小学校への外国人英語講師の派遣により幼い頃から英語に慣れ親しみ、英語力や国際理解力の向上を図ります。	教育委員会
6	③	学校での体力づくり	小学校における体育の時間や、いけいけタイム（業間時間）でのランニングやなわとびによる体力向上を図ります。また、中学校部活動の支援を通じて、体力の向上やスポーツに生涯親しむ意識を育みます。	教育委員会
7	③	総合型地域スポーツクラブ	子どもたちやその家族をはじめ、多くの人々がスポーツを楽しみ、生活の豊かさを感じるとともに、地域コミュニティの核となることをめざして、池田町総合型スポーツクラブ（池田スポーツクラブ）の運営の充実を図ります。	教育委員会
8	③	地域の文化財の保存と活用	有形文化財の保存、無形文化財の継承や教育活用を通じ、ふるさと池田に誇りを持つ心を育みます。	教育委員会
9	④	文化芸術鑑賞事業	能楽の里文化交流会館の解体に伴い、自主事業の代替として、町外での文化鑑賞に対して料金を助成し、鑑賞機会の不便性を補います。	教育委員会
10	⑤	読み聞かせ・おはなし会	図書館では幼児の対象年齢ごとに毎月テーマを決め、読み聞かせボランティアの協力のもと、手遊び・わらべうたを取り入れた絵本の読み聞かせを行います。	教育委員会
11	⑤	出前おはなし会	こども園や町内の木育施設への訪問による読み聞かせ、出前おはなし会を行います。	教育委員会
12	⑤	ブックトーク	子どもたちの「生きる力」の育成や視野を広げるきっかけとなるよう、小学校・中学校においてテーマに沿ったさまざまな本の紹介を行い、子どもたちの読書活動を推進します。	教育委員会
13	⑤	学校移動図書	小学校へ訪問し、児童への町立図書館所蔵図書の貸し出しを行います。	教育委員会
14	⑤	学校図書館支援	町立図書館司書が小中学校図書館に勤務する日を設け、調べ学習や授業への情報・資料提供を行い、子どもたちの学びの支援を行います。	教育委員会

5 多様な活動を通じた「池田」の子どもの育成

① 地域資源を活用した取り組みの充実

地域の人材や歴史、文化、自然等の地域資源を活用した取り組みを通して、子どもたちの豊かな人間性、社会性を育みます。

② 「生きる力」を育む事業の充実

子どもたちの地域での体験活動や自然体験活動、交流学习等を通じて、子どもが自ら考え判断・行動する「生きる力」の育成をめざします。

また、子どもたちの自己肯定感を育むためのポジティブ教育に取り組みます。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	「木育」の推進	町内の1歳児に、木のおもちゃを贈呈し、木への親しみや豊かな創造性を育みます。 また、小学校入学時には木の学習机を贈呈し6年間を通じ使用することで、木への愛着とモノを大切にすることを養います。	保健福祉課 教育委員会
2	①	地域資源・人材を活かした体験・学習機会の提供	学校教育において、地域の優れた技術や豊富な経験を持つ人材をゲストティーチャーとして迎え、先人の技術・知恵に関する体験学習や授業を通じて郷土のことを調べ、考える学習機会の充実を図ります。	教育委員会
3	②	地域活動への参加促進	地域ぐるみの環境・美化活動等の行事への積極的な参加を促進します。	教育委員会
4	②	他校との交流	海辺の学校や都市部の学校等、環境が違う学校との交流活動を通じて、互いをよく理解し合い、豊かな人間関係を築こうとする態度を育てます。	教育委員会
5	②	キャリア教育の充実	町内の事業所にて職場体験を実施し、地域と連携しながらキャリア教育を推進し、生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる基盤を培います。	教育委員会
6	②	プロジェクト型学習	児童生徒がチームで地域の課題解決に取り組み、その調査方法やまとめ方、発表の仕方を実践形式で身につけます。	教育委員会
7	②	乳幼児とのふれあい活動	こども園と学校の連携により、乳幼児と児童との交流を推進します。	教育委員会

8	②	NIE(新聞の教材活用)	新聞を活用した教育活動を推進し、新聞を読むことの習慣づけや、環境教育、ふるさと教育等に役立て、思考力・判断力・表現力の育成を図ります。	教育委員会
9	②	防災教育の推進	「学校防災マニュアル」に基づき、児童生徒が自らの命を守る能力を身につける防災教育を行います。	教育委員会
10	②	ポジティブ教育の推進	こども園・小学校・中学校が連携し年齢にあわせた取り組みを継続的に行い、子どもたちの自己肯定感を育み、レジリエンスを高めます。	教育委員会
11	①	野菜作り体験	小学校や児童館にて、農業公社や児童館職員のサポートを受けながら畑での野菜作りを実施し、農村文化の伝承、環境学習、ふるさとへの感謝等、食べ物と郷土を愛するところを育てます。	教育委員会

第3章 地域で子育て家庭を支える環境をつくります

1 子育て支援のネットワークづくり

① 世代間や地域との交流の推進

子どもたちや保護者の世代間や地域との交流促進を図ることで、地域住民の子育て支援活動への参加を促進し、より一体的に子育てを支援できる地域づくりをめざします。

② 子育て家庭を支援する地域ボランティアの育成

子育て家庭を支援する地域の子育て支援者の担い手づくりを推進します。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	世代間交流と地域での居場所づくり	高齢者の生きがいづくり等の場を活用し、子どもたちも一緒に活動することで、世代間交流を通じた知識や経験の伝承、子どもたちの居場所づくりにつながる取り組みを進めます。	教育委員会 社会福祉協議会
2	②	子育て支援者の育成	子育てボランティア講座の開催等を通じ、子育て世代をサポートする人材の育成を推進します。	保健福祉課 教育委員会
3	②	ファミリー・サポート・センター事業	外出時の子どもの預かり、送迎、産前産後・入院時の生活サポート等支援を受けたい人と助けになりたい人が会員制により支え合うしくみづくりについて検討をします。	教育委員会 保健福祉課 社会福祉協議会
4	②	地域ボランティア活動への支援	母親クラブや子ども会活動等、地域で子どもたちの健全育成に取り組む活動に対し、支援を行います。	教育委員会

2 子どもの安全・安心の確保

① 交通安全施策の充実

こども園・学校による交通安全教育を通じ、子どもたちの交通ルールやマナーの定着をめざします。また、社会全体に対し警察や関係機関を通じた広報活動を行い、安全意識を根づかせ交通事故の防止に努めます。

② 登下校時の安全・安心の確保

池田町通学路安全推進会議にて通学路の安全確保について協議し、事故を未然に防ぐとともにスクールバスについても、児童生徒の登下校時の安全・安心の確保と遠距離通学の緩和が適切に図れるよう、運行経路の検討を行っていきます。

③ 防犯活動の推進

こども園・学校における危機管理体制を整備するとともに、防犯教育を行い、子ども自身の身を守る意識を高めます。また、地域における防犯意識を高め、子どもたちを取り巻く犯罪の抑制を目指します。

④ 青少年の非行を防止する活動の推進

家庭、学校、地域が連携し、子どもたちへの声かけや見守り活動を行います。また、子どもの変化に気づき、非行の芽を未然に摘み取る地域づくりを推進します。

⑤ 情報モラル教育の推進

携帯電話・スマートフォン、タブレットなどでのインターネットを介したいじめや依存、犯罪への誘引、詐欺といった危険性や健康被害について、家庭と学校、地域が一体となった情報モラル教育の推進を図ります。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	交通安全教室の実施	警察などの関係機関の協力を得て、交通ルールやマナーなど安全意識の向上を図ります。	教育委員会
2	②	通学路の安全確認	児童生徒の通学路で危険な箇所がないか確認を実施し、危険箇所がある場合は修繕、家主への周知活動を行います。	教育委員会 町土整備課

3	③	防犯教室の実施	警察などの関係機関の協力を得て、不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。	教育委員会
4	④	補導委員の見守り活動	補導委員が下校時や祭りなど地域のイベント時に巡回し、子どもたちへの声かけや見守り活動を実施します。	教育委員会

3 子育てしながら働きやすい環境の整備

① 子育てしやすい職場づくりの推進

事業者に対して仕事と子育ての両立に関する理解と協力を求める啓発を進め、子育てしやすい職場環境づくりを促進します。

② 男女共同による子育ての推進

子育てに関する固定的な役割分担意識を見直し、各家庭の状況に合わせて男女がともに協力して子育てができるよう啓発を進めます。また、男性が子育ての知識を習得し、子育ての喜びや楽しさを実感できる学習機会等を充実し、男性の子育てへの積極的な参加を促進します。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	②	男性の育児応援の 促進	こども園での父親参観、父親を対象とした育児教室の開催等、男性の育児参加を促します。	教育委員会 保健福祉課
2	②	パパ育とも家事	池田町に住所を有する0歳から満1歳に達する子を養育するママがんばる手当の認定を受けている者の配偶者に月1万円支給し、家族全体で協力し合って子育てをするという機運を盛り上げ定着させることを推進します。	保健福祉課

4 育児不安、児童虐待への対応

① 育児不安・生活不安を抱える家庭や虐待の早期発見・早期対応

役場をはじめ、こども園・学校等の関係機関が連携を図りながら、育児不安・生活不安を抱える家庭や虐待の疑いのあるケースの早期発見に努め、カウンセリング等保護者に対して迅速に適切な対応を行います。

② 相談窓口の強化

総合的な児童相談に対応できるよう相談窓口を明確化し、子どもに関するあらゆる相談に応じます。

③ 児童虐待防止に関する意識啓発

パンフレットの配布による周知や、こども園や学校を通じた保護者への働きかけ等、虐待防止に向けた意識啓発を行います。地域に対しては、虐待に対する通告義務について周知に努め児童虐待を防ぐ環境づくりを進めます。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	要保護児童対策地域協議会	保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関が連携し、育児不安・生活不安を抱える家庭に対する早期対応、児童虐待の予防や早期発見・早期対応等の対策を総合的に推進します。	教育委員会 保健福祉課
2	②	児童家庭相談	児童家庭に関する相談窓口を設置し、児童に関するあらゆる相談に応じます。 また、こども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉の一体的な相談体制を推進します。	保健福祉課
3	②	ゲートキーパーの養成	児童生徒や保護者が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談支援機関につなぐ役ができる人材の養成に努めます。	保健福祉課

5 若者定住や結婚機会の創出

① 若者定住を促す住環境の整備

U・Iターン希望者を含む若年層の定住を促進するため、良好で適正な価格の公共住宅の整備
 ・供給に努めるとともに、住宅の建設・増築に伴う経費の助成を行います。

② 結婚を希望する方の相談窓口や安心して出会える機会の創出

結婚に関する情報提供や相談活動の充実に努めます。また、結婚したいと考える人たちが、安心して出会える機会の提供に努めます。

No	基本 施策	事業名	事業内容	課名
1	①	池田町特定公共賃貸住宅	町外からUターン、Iターンを希望する若い家庭等に対して賃貸住宅による支援を行います。	総務財政課
2	①	池田町営住宅	町内に在住している若い家庭等に対して賃貸集合および戸建て住宅による支援を行います。	総務財政課
3	①	住宅新築支援	45歳以下で10年以上定住される人を対象に、町内での住宅新築経費の一部を助成します。	町土整備課
4	②	結婚相談	結婚したいと考える人が、安心して相談でき、情報を受けることができる体制の充実に努めます。	保健福祉課 社会福祉協議会
5	②	縁結び応援事業	ふくい婚活サポートセンターのマッチングシステムの登録料を町が全額負担し、未婚者が出会う機会を促進します。	保健福祉課



第3部 事業計画
(量の見込みと確保方策)

第1章 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

(1) 質の高い幼児期の教育・保育の確保について

現在、池田町においては、池田町なかよしこども園において、0歳児から5歳児までの受け入れを行い、3歳以上児については、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての幼児教育と保育を必要とする子どもについては保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られる体制としています。

今後とも引き続き、幼保連携型認定こども園として、質の高い幼児期の教育・保育の確保に努めます。

また、池田小学校となかよしこども園では積極的な交流を行ってきましたが、就学前から小学校への円滑な接続についても、「学びに向かう力」の育成をめざす「幼小接続カリキュラム」を策定し、なかよしこども園と池田小学校が連携した取り組みを進めていきます。

(2) 地域の子育て支援の役割について

地域住民一人ひとりが、子どもの豊かな感性・人間性が隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていただけるよう、各種事業・取り組みを通じて促していきます。

(3) 放課後の子どもの居場所の提供について

国は全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）を推進しています。

池田町においても「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブ（池田町児童館）を通して放課後の子どもの居場所づくりの充実を目指します。

第2章 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以降「教育・保育提供区域」）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

池田町においては、1か所で全町的な利用ニーズに対応している事業等も多く、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定しつつ、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

第3章 教育・保育について

教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

■認定区分と提供施設

教育・保育の必要量	0～2歳	3歳以上
【教育標準時間】 保育の必要性なし	—	1号認定 (幼児期の学校教育) 認定こども園、幼稚園
【保育短時間】 パートタイム就労を想定 (月 48 時間以上 120 時間未満の就労) * その他、上記に準ずる理由のある場合	3号認定 (保育の必要性あり) 認定こども園、保育所 地域型保育事業	2号認定 (保育の必要性あり) 認定こども園、保育所
【保育標準時間】 フルタイム就労を想定 (月 120 時間以上の就労) * その他、上記に準ずる理由のある場合		

【量の見込み】

■1号認定及び2号認定

単位(人/年)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1	32	33	1	32	33	1	27	28
②確保の内容 なかよしこども園	6	36	42	6	36	42	6	36	42
②-①	5	4	9	5	4	9	5	9	14

	令和10年度			令和11年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	0	24	24	0	25	25
②確保の内容 なかよしこども園	6	36	42	6	36	42
②-①	6	12	18	6	11	17

【提供体制、確保方策の考え方】

- 受け入れの定員は現状の体制で確保が可能な状況となっています。

■3号認定

単位(人/年)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	3号			3号			3号			3号			3号		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	5	7	8	5	7	8	5	8	9	6	8	9	6	9	10
②確保の内容 なかよし こども園	6	10	12	6	10	12	6	10	12	6	10	12	6	10	12
②-①	1	3	4	1	3	4	1	2	3	0	2	3	0	1	2

【提供体制、確保方策の考え方】

- 受け入れの定員は現状の体制で確保が可能な状況となっています。

第4章 地域子ども・子育て支援事業について

【量の見込み】

■地域子ども・子育て支援事業

	単位	量の見込み				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	人／年	30	30	30	30	30
放課後児童健全育成事業	人／年	29	28	28	31	28
子育て短期支援事業	人日／年	80	80	80	80	80
地域子育て支援拠点事業	人回／年	498	465	434	406	379
一時預かり事業	人日／年	64	76	91	108	128
すみずみ子育てサポート事業		60	60	60	60	60
病児・病後児保育事業	人日／年	20	20	20	20	20
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	か所	1	1	1	1	1
妊婦健診事業	人回／年	160	160	160	160	160
乳児家庭全戸訪問事業	人／年	15	15	15	15	15
養育支援訪問事業	人／年	1	1	1	1	1
子育て世帯訪問支援事業	人／年	2	2	2	2	2
児童育成支援拠点事業	人／年	0	1	1	1	1
親子関係形成支援事業	人／年	0	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数	15	15	15	15	15
	1組当たりの面談日数	15	15	15	15	15
	面談実施合計回数	35	35	35	35	35
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人／年	0	1	1	1	1
産後ケア事業	人／年	84	84	84	84	84

①延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

単位(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保方策	30	30	30	30	30
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 受け入れの定員は現状の体制で確保が可能な状況となっています。

②放課後児童健全育成事業

小学校児童で放課後、保護者の就労等により、家庭が常時留守になっている児童を対象に、児童の健全育成を推進するための学童保育を実施する事業です。

単位(人/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		29	28	28	31	28
	1年生	5	5	8	8	5
	2年生	4	5	5	9	5
	3年生	10	4	5	5	8
	4年生	4	8	3	4	6
	5年生	5	3	5	2	3
	6年生	1	3	2	3	1
②確保方策		40	40	40	40	40
②-①		11	12	12	9	12

【提供体制、確保方策の考え方】

- 現在、池田町児童館において学童保育を実施しており、その児童を対象に事業を実施しています。引き続き、学童保育の受け入れ体制（定員）の維持を図ります。

③子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位(人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み		80	80	80	80	80	
②確保方策	ショートステイ	20	20	20	20	20	
	実施期間	施設数	1	1	1	1	1
		里親数	2	2	2	2	2
		その他	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	60	60	60	60	60	
	実施期間	施設数	1	1	1	1	1
		里親数	2	2	2	2	2
		その他	0	0	0	0	0
	② - ①		0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 核家族の増加によるニーズに対応できるよう、今後も整備を行います。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位(人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	498	465	434	406	379
②確保方策	498	465	434	406	379
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- さらなるニーズを踏まえても、現在の子育て支援センターでの実施事業において、受け入れが可能な状況となっています。

⑤一時預かり事業・すみずみ子育てサポート事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間に認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位(人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		124	136	151	168	188
②確保方策	一時預かり事業	64	76	91	108	128
	施設数	1	1	1	1	1
	すみずみ子育てサポート事業	60	60	60	60	60
	施設数	3	3	3	3	3
② - ①		0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 受け入れの定員は現状の体制で確保が可能な状況となっています。

⑥病児保育事業

病氣中または病氣の回復期で、こども園等に通園できない子どもや、保護者に用事があるため看病する人がいない子どもを、一時的に保育する事業です。

単位(人日/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		20	20	20	20	20
②確保方策		20	20	20	20	20
個所数	町内	1	1	1	1	1
	町外	7	7	7	7	7
② - ①		0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- ほっとプラザに併設した施設での「病児・病後児保育」にて対応します。
- 他市町における病児デイケア事業の利用等、広域的な連携によりニーズを補います。

⑦利用者支援事業（こども家庭センター型）

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

単位(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- ほっとプラザに設置することも家庭センターにて支援体制を確保します。

⑧妊婦健診事業

妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的として実施する健康診査です。

単位(人回/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	160	160	160	160	160
② 確保方策	160	160	160	160	160
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 引き続き、県内医療機関にて無料で実施します。

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供に結びつけることを目的に実施する事業です。

単位(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保方策	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 引き続き、保健師等による乳児全戸訪問を実施します。

⑩養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業や関係機関等からの情報収集等により、把握した養育困難家庭で養育支援の必要性があると判断したものに対し、委託事業所等による育児・家事の援助または保健師等による相談・指導を実施し、安定した養育を行えるように支援します。

単位(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 引き続き、保健師等による訪問を実施します。

⑪子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

単位(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- ほっとプラザ（こども家庭センター）を中心に関係機関と連携して支援体制を確保します。

⑫児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

単位(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保方策	0	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- ニーズに合わせて支援体制を整備します。

⑬親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

単位(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保方策	0	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- ニーズに合わせて支援体制を整備します。

⑭妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる事業です。

単位(人/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	15	15	15	15	15
	1組当たりの面談日数	15	15	15	15	15
	面談実施合計回数	35	35	35	35	35

【提供体制、確保方策の考え方】

- ほっとプラザ(こども家庭センター)を中心に関係機関と連携して支援体制を確保します。

⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども園等に通っていない0～2歳児の児童を月一定時間の枠で就労要件などを問わずこども園等を利用できる事業です。

単位(人/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込	0	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
1歳児	量の見込	0	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
2歳児	量の見込	0	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1

【提供体制、確保方策の考え方】

- ニーズに合わせて支援体制を整備します。

⑯産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位(人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	84	84	84	84	84
②確保方策	21	35	35	35	35
②-①	-63	-49	-49	-49	-49

【提供体制、確保方策の考え方】

- 引き続き、ニーズに応じた支援体制を確保します。



第4部 計画の推進

第1章 計画の推進体制に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を住民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 計画の推進体制

(1) 多様な主体との連携による推進

本計画は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、こども園、学校、地域、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

(2) 庁内における推進体制

「池田町子ども・子育て支援事業計画」を全庁的な取り組みとして総合的、計画的に推進するため、教育委員会、保健福祉課をはじめ、町内各部署が連携し、子育て支援対策を推進します。

(3) 情報提供・周知

広報誌やホームページ等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

2 計画の進捗・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

【計画の進捗評価のイメージ（PDCAサイクル）】



池田町
子ども・子育て支援事業計画（第3期）

令和7年3月

発行：池田町教育委員会

〒910-2512
福井県今立郡池田町稲荷35-5
TEL：0778-44-8006
FAX：0778-44-7771